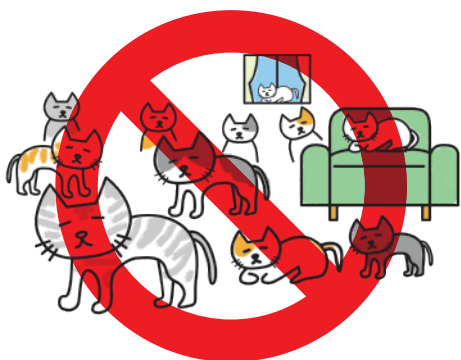




殺傷



正当な理由なく動物を闘わせ
外傷を負わせる



多数の動物を飼養保管して衰弱させる

愛護動物の虐待・ 遺棄は犯罪です。



遺棄



負傷、疾病、衰弱した状態で治療しない

愛護動物を
みだりに殺し、又は
傷つけた場合

**5年以下の懲役 又は
500万円以下の罰金**

愛護動物を
虐待又は
遺棄した場合

**1年以下の懲役 又は
100万円以下の罰金**

※愛護動物とは犬、猫、鶏、うさぎ、カメなど、人が占有している動物で哺乳類、
鳥類又は爬虫類に属するもの。

**遺棄・虐待を
見かけたら110番！
または、こちらの
連絡先へ通報、
情報提供して
ください。**

那覇警察署 098-836-0110
豊見城警察署 098-850-0110
糸満警察署 098-995-0110
与那原警察署 098-945-0110
浦添警察署 098-875-0110
宜野湾警察署 098-898-0110
沖縄警察署 098-932-0110

嘉手納警察署 098-956-0110
うるま警察署 098-973-0110
石川警察署 098-964-4110
名護警察署 0980-52-0110
本部警察署 0980-47-4110
宮古島警察署 0980-72-0110
八重山警察署 0980-82-0110

動物愛護管理センター
098-945-3043
宮古保健所
0980-72-3501
八重山保健所
0980-82-3243

動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適性を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

沖縄県・沖縄県警察